

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実に重要課題と位置づけております。
こうした認識のもと、業務分掌の実施や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、随時体制の見直しを実施し、企業価値の最大化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サンライズ・キャピタル・スリー・エル・ピー (Sunrise Capital , L.P.)	2,633,780	17.81
サンライズ・キャピタル・スリー(ジェイビーワイ)・エル・ピー (Sunrise Capital (JPY), L.P.)	1,428,960	9.66
丹内 悠佑	1,420,600	9.61
サンライズ・キャピタル・スリー(ノンユーエス)・エル・ピー (Sunrise Capital (Non-US), L.P.)	1,144,780	7.74
(株)Logotype	1,031,540	6.98
(株)SunFlower	1,031,540	6.98
市瀬 一浩	494,840	3.35
(株)I.M.C	442,080	2.99

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

(1) 大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

(2) サンライズ・キャピタル・スリー・エル・ピー(Sunrise Capital , L.P.)から、2021年12月24日付で、サンライズ・キャピタル・スリー(ジェイビーワイ)・エル・ピー(Sunrise Capital (JPY), L.P.)、サンライズ・キャピタル・スリー(ノンユーエス)・エル・ピー(Sunrise Capital (Non-US), L.P.)を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 学	他の会社の出身者											
岩田 真吾	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 学	○	——	楽天株式会社の執行役員としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営の監督をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役に選任しております。また同氏は当社および当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断したため、独立役員として指定しております。

岩田 真吾	○	_____	コンサルティング会社での経験を有するほか、長年三星毛糸株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営の監督をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役に選任しております。また同氏は当社および当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
-------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会は、2021年9月に設置されたものです。指名報酬委員会は社外取締役 森 学氏を委員長とし、社内取締役、社外取締役、社外監査役の中から選任される3名以上の委員で構成され、うち過半数は社外役員とすることを定めており、指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。監査役と監査法人は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。監査役と内部監査人は、定期的な会合をもち、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田原 崇行	公認会計士													
美和 薫(戸籍上の氏名三木 薫)	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田原 崇行	○	——	会計士として企業税務に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただくと判断したことから、社外監査役として選任しております。また同氏は当社および当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
美和 薫(戸籍上の氏名三木 薫)	○	——	弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外監査役としての監査機能の実効性を高めていただくため社外監査役として選任しております。また同氏は当社および当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格をみatus社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループは中長期の業績及び企業価値を向上させることを目的としてストック・オプション制度を採用しており、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、役員及び従業員にストック・オプションとして新株予約権を付与しております。当社グループは、取締役(社外取締役を除く。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長および企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績等を勘案して、取締役については取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は経営企画部が取締役会の事務局を担当し、社外取締役及び社外監査役への情報伝達、取締役会資料の事前配布、その他必要に応じて業務の補助、事務処理等のサポート業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)
取締役会は、代表取締役 市瀬一浩が議長を務め、取締役CFO 永島光、社外取締役 森学、社外取締役 岩田真吾の取締役4名(内、社外取締役2名)で構成しており、当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議及び決議し、また当社及び関係会社の業務執行の監督を行っております。原則として毎月1回以上開催しております。また、常勤監査役 阪本昌子、常勤監査役 川村真利、社外監査役 小田原崇行、社外監査役 美和薫の監査役4名(内、2名社外監査役)が出席して、意見陳述を行っております。加えて、当社の取締役会のメンバー及び子会社の取締役で構成される子会社取締役会を開催し、経営上の重要事項を適時に伝達し、関係会社の業務執行状況を監督しております。

(監査役会)
監査役会は、常勤監査役 阪本昌子、常勤監査役 川村真利、社外監査役 小田原崇行、社外監査役 美和薫の監査役4名(内、2名社外監査役)で構成しております。
各監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会への出席や業務執行、財産の状況の調査等を通じ、会計監査人及び内部監査を担当する内部監査室とも適時の連携を取りつつ、取締役の職務執行の厳正な監査を行っております。
社外監査役は、取締役の職務の執行に対する監査役による監査の実効性を高めるために、当社と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を有する2名で構成しております。

(指名報酬委員会)
当社グループは、取締役会の下に任意の取締役の指名報酬委員会を設置し、代表取締役 市瀬一浩、取締役CFO 永島光、社外取締役 森学、社

外取締役 岩田真吾、社外監査役 小田原崇行、社外監査役 美和薫の6名でその過半数を社外役員で構成しております。同委員会は役員の指名や報酬制度についての水準の妥当性、決定方針等を客観的な立場から取締役会に答申しており、取締役会の諮問機関として必要に応じて開催しております。

(内部監査室)

内部監査室は、当社の従業員3名で構成しております。

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社及び関係会社の経営諸活動の遂行状況及び財産管理の実態を公正かつ客観的な立場で調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、経営の合理化及び能率の増進に資するとともに、不正及び業務上発生する過誤等を防止し、もって経営管理に資することを目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、社外監査役を含む監査役による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断し、監査役会制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後検討すべき課題と認識しております。 株主の方々が十分な検討時間を確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき課題と認識しております。 より多くの株主にご参加いただけるよう、株主総会の集中日を避けるように日程を決定する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページ上にて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後は定期的に開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後は定期的に実施することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。 現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮した上で、実施を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR情報は、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程及びフェア・ディスクロージャー・ルールマニュアルにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	関係法令、取引所諸規則等を遵守し、また社内体制及びIR活動の充実などを図ることにより、ステークホルダーの視点に立った会社情報を、公平、迅速かつ適切に開示していく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底するための体制として、2019年8月20日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は经营理念、倫理綱領等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- (3) 内部監査室は経営管理部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- (4) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程にしたがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- (2) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社及び子会社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
- (2) 新たに発生したリスクについては、「リスク管理規程」に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。
- (3) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (3) その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
- (4) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- (2) 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役及び経営会議等に報告するものとする。
- (3) 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
- (2) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
- (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
その他当社行動規範、倫理綱領への違反で重大なもの
- (2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。
- (3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社倫理綱領において、「市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社

会的勢力及び団体には、断固たる姿勢で臨む」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「内部統制システム構築の基本方針」の「11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通りであります。

その他

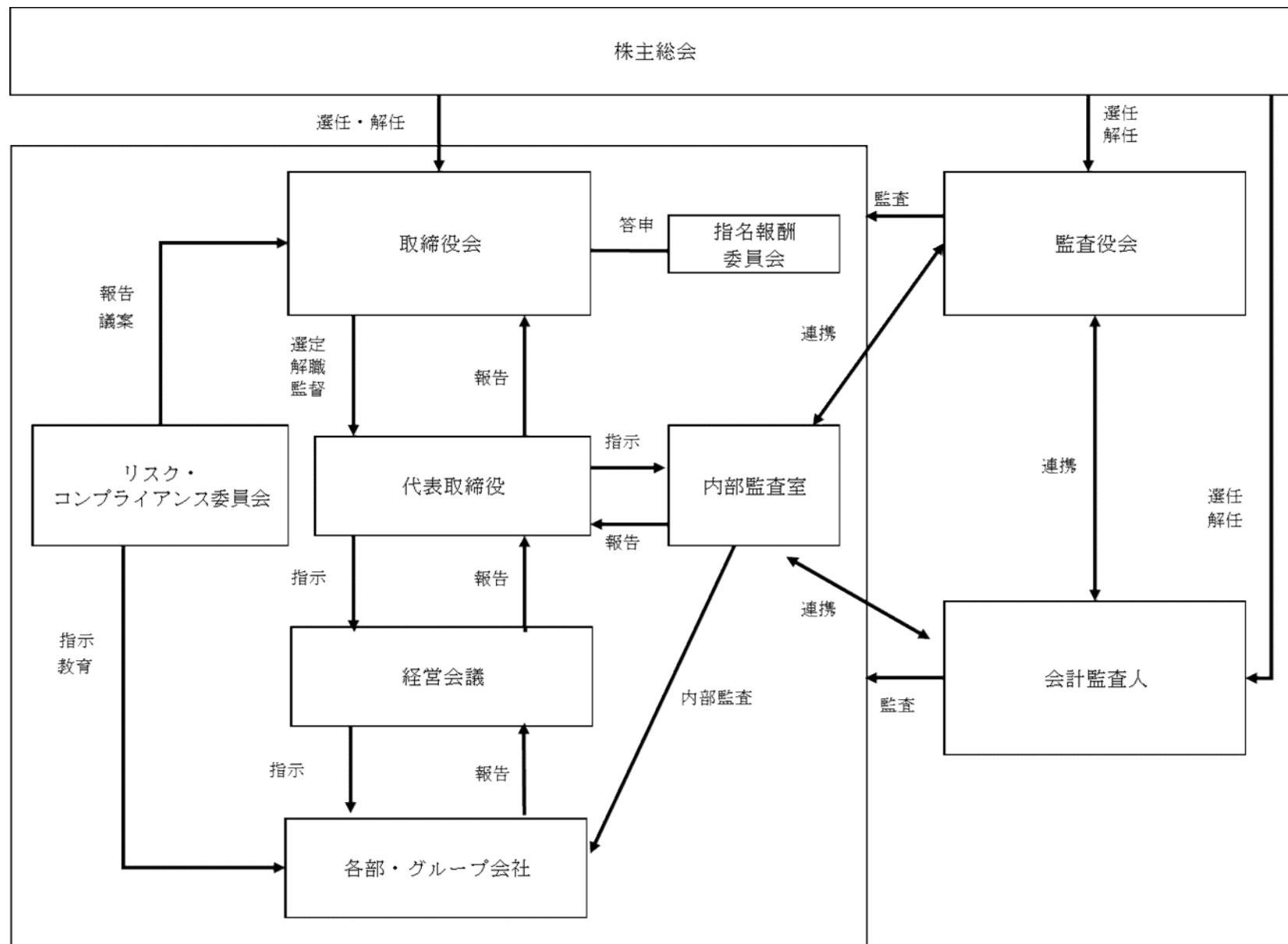
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



情報開示体制図

